

特許検索スキルアップセミナー2025 質疑応答

分野	質問	回答
機械	下位の検索式は、差分をとっていくために、有効文献数は減っていくと思います。これは検索式の 優先順位の妥当性を示したことになるのでしょうか？	上位概念から下位概念へ段階的に絞り込む検索式であれば、上述の差分をとっていく下位の検索式では、X文献とする有効文献は上位側の検索式で順に発見されていくと予想できますので、有効文献数は減っていくと考えられます。
機械	続けて失礼いたします。ここでいう有効文献とは、X文献という理解でしょうか？発明の構成要件の充足度を落として、周辺技術を探すための検索式を下位で立てたとき、観点の取り方や用途目的に置き換えたとき、上位概念の変更や、表記ゆれを拡げたときなど、Y文献の数はむしろ増えるケースもあると思いますが、いかがでしょうか？	問2で問われているのはX文献となりますが、サーチ範囲が妥当でなかった等の当初の上位側の検索式によっては、上述の様々な試行錯誤を行うことでY文献の数が増えるケースは十分にあると考えます。
機械	問3（5）の枝（エ）について、「開扉限度をユーザー5の片足のジェスチャーで設定可能とすることがさらに好ましい。」とはありますか、当該発明を達成する為の構成についても、実施例の記載もありませんので、限定しても実施可能要件を満たさないため、この要件に限定しての権利化は無理のように思われますが、この点の解説をお願いいたします。	本問はX文献に記載されていない訂正事項の案を問うている問題であり、X文献に基づく新規性違反の無効理由を解消できれば良いとの記載があるため、エを正解としています
化学	研究者に対する説明として、当たり前のようにFI、FタームやX文献を記載しておりますが、この出だしからして研究者はまともに読んで理解してくれるのか甚だ疑問です。そもそも、平均的な研究者はFIやFタームを理解しているものでしょうか？研究者としては、検索方針とX文献の特定できれば十分かと思います。それに発明の特許性と製品のクリアランスを一緒にたに行うこと自体納得いきません。世の中の化学メーカーはこのように対応しているのでしょうか？	問2（5）の解答案では、研究者への説明として、分類についても解説をしています。 また、本問は、出願前調査であり、クリアランスについては触れておりません。 なお、企業においては、出願前調査を行いつつ、事業化が見込まれる製品については、侵害予防調査も並行して行っていると思われます。